

## 自己の敷地に建植するもの 屋外広告物許可基準の改正案

(1) 自己の敷地に建植するもの (※自家用広告物に該当するもの)

### ①共通基準

区分	現行基準	改正案
表示面積	1方向の表示面の面積 20 m <sup>2</sup> 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積 30 m <sup>2</sup> 以下、総合計表示面積 60 m <sup>2</sup> 以下	(変更なし)
数量	2基以下(※) ※自動車・自転車の駐車場を表示するもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの(駐車場表示広告物等)は除く	2基以下(※ <sup>1</sup> )(※ <sup>2</sup> ) ※ <sup>1</sup> 駐車場表示広告物等(自動車駐車場等の場所を表示するもの、自動車駐車場等への進入路・退出路を表示するもの、満空表示、管制するためのもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもので、かつ自己の名称、店名・商標を表示する場合は表示面積の1/4以下であるもの。)は除く。 ※ <sup>2</sup> 敷地面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の施設又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の施設(都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。)は、接道距離 100m以上の道路 1本につき、1基追加で設置可能
地上からの高さ	15m以下	(変更なし)
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物(一定時間表示内容等が変化しない者は除く。)、ネオンサイン等の使用禁止	(変更なし)

(2) 禁止地域等に掲出する自家用広告物で次の基準に適合するもの

区分	現行基準	改正案
第1種 禁止地 域等	表示面積の合計	10 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は 5 m <sup>2</sup> 以下) ・10 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外表示は 5 m <sup>2</sup> 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計 5 m <sup>2</sup> まで表示面積の合計から除く。
	数量(※)	3枚(基、個)以下 (変更なし)
	敷地内建植 広告物の高さ	5m以下 (変更なし)
	掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止 (変更なし)
	色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面

変更部分を赤字で示す

## 自己の敷地に建植するもの 屋外広告物許可基準の改正案

		積の 1/2 以下(色数が 3 色以下の場合を除く)	
	その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	(変更なし)
第 2 種 禁止地 域等	表示面積の合計	20 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は 10 m <sup>2</sup> 以下)	・20 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外表示は 10 m <sup>2</sup> 以下) ・ <b>駐車場表示広告物等は、合計 10 m<sup>2</sup>まで表示面積の合計から除く。</b>
	数量(※)	4 枚(基、個)以下	(変更なし)
	敷地内建植 広告物の高さ	7m以下	(変更なし)
	掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止(第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。)	(変更なし)
	色彩	・彩度の高い色の色数は、2 色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の 1/2 以下(色数が 3 色以下の場合を除く)	(変更なし)
	その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	(変更なし)
第 3 種 禁止地 域等	表示面積の合計	30 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は 15 m <sup>2</sup> 以下)	・30 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名・店名等以外表示は 15 m <sup>2</sup> 以下) ・ <b>駐車場表示広告物等は、合計 15 m<sup>2</sup>まで表示面積の合計から除く。</b>
	数量(※)	5 枚(基、個)以下	(変更なし)
	敷地内建植 広告物の高さ	7m以下	(変更なし)
	色彩	・彩度の高い色の色数は、2 色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の 1/2 以下(色数が 3 色以下の場合を除く)	(変更なし)
	その他の表示方法	・発光可変表示式広告物(一定時間表示内容が変化しないものを除く。)、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使	(変更なし)

変更部分を赤字で示す

		用禁止	
--	--	-----	--

※ 駐車場表示広告物等は除く